

要請書

東京大学消費生活協同組合 御中

反レイシズム情報センター (ARIC) 関西
責任者名

2015年12月7日

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴団体が指定店とし、学生に配布されました物件紹介冊子『東京大学生協同組合指定店 minimini お部屋探しナビ』（以下、『minimini』冊子）は、物件紹介に際し、「外国人可」「外国籍交渉可」という記述を用いています。私たちの調査では、『minimini』冊子で紹介されている物件 72 件のうち、およそ 85%に当たる 61 件には「外国人可」などの記述が付されていません。

「外国人可」などの記述のない物件は、留学生が外国籍であることのみを理由として入居拒否がなされている物件であると考えざるを得ません。外国籍であることのみを理由とする入居拒否は、言うまでもなく明白な入居差別であり、レイシズム（人種差別・民族差別）にあたります。現在日本ではいわゆるヘイトスピーチ（差別煽動表現）が大きな社会問題となっていますが、レイシズムは日本国が 1995 年に批准した人種差別撤廃条約第 1 条に規定されている「人種差別」に該当するのみならず、日本国憲法第 14 条に規定されている「法の下での平等」に反するものです。

しかしそれ以上に深刻なのは、『minimini』冊子が「外国人可」などの記述を公然と用いることで、外国籍であることのみをもって入居可否を決めてよいとするレイシズムを、社会的に助長・煽動していることです。『minimini』冊子によるレイシズム助長・煽動は、嗤いながら「朝鮮人を殺せ」等と数十～数百名規模で叫ぶ異常なヘイトスピーチが京都を含む日本各地で頻発している排外主義状況を悪化させるでしょう。

貴団体がこのようなレイシズムを行い、助長する業者と提携し事業収入を得ること自体、当然許されないことであり、貴団体の社会的責任（CSR）も大きく問われるものです。そして貴団体は東京大学という、日本でトップの大学の生協であり、その大きな社会的影響力からしてもレイシズム助長・煽動は断じて許すことは出来ません。

私たちは貴団体に下記の通り要請します。回答は書面で頂きたく存じます。回答期限は誠に勝手ながら 2015 年 12 月 20 日までとさせていただきます。

記

私たち反レイシズム情報センター（ARIC）関西は貴団体に以下の通り要請いたします。

1. 「外国人可」などの記述がレイシズムにあたることを公的に認めるとともに、今後留学生への住宅差別をしないでください。

- ・「外国人可」表示がレイシズムに当たることを公的に認め、謝罪してください。
- ・今後原則としてレイシズムを行う家主や仲介業者とは取引を行わないでください。

2. レイシズムを許さない旨を公的に宣言してください。

・留学生はじめ人種・民族的マイノリティに対するレイシズムを生協として許さないという立場を公に表明してください。

・貴団体の目的には「第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。」（定款）とあります。特にマイノリティの組合員の権利擁護については、レイシズム被害にあった場合に生協が責任をもってサポートすることを表明してください。

・今後原則としてレイシズムを行う家主や仲介業者とは取引を行わない旨を宣言してください。

3. 「外国人可」などの記述がどのような経緯でつくられ掲示されたのかなど、レイシズム表示が行われた原因を明らかにしてください。

具体的に以下のことについてお答えください。

- ・『minimini』冊子の「外国人可」などの記述についてどのように認識しているのか。
- ・『minimini』冊子の「外国人可」などの記述について大学生協はレイシズムを是正するための働きかけを行っているか。行っているとすれば具体的にどのようなことをしているのか。

4. 入居差別をなくすための積極的措置をとってください。

- ・家主や業者が行っている差別を許さず、なくしていくための積極的措置を求めます。
- ・また入居差別是正やマイノリティの組合員の権利擁護に際しては必要に応じて、大学当局をはじめ東京都、文科省・法務省そのた NGO などとの連携をとってください。

5. 留学生などマイノリティがレイシズム被害にあったとき、その権利侵害を回復するための情報を積極的に紹介してください。

・現状では『minimini』冊子はじめ物件紹介冊子・掲示物にはマイノリティが差別に遭った場合にどうしたらよいかを示す情報が皆無です。したがって留学生などマイノリティ

が差別にあった際、どうすればいいかわからず、事実上「泣き寝入り」する人が多いと思われま

・そのため積極的な対案として『minimini』冊子はじめ物件紹介冊子・掲示物に、「もしも差別に遭ったら」(仮)のページ・欄などを設け、不当な入居差別に遭ったマイノリティの組合員が自らの権利を回復する方法を明記することを提案します。具体的には人権相談窓口(NGO・弁護士会・大学・法務省)や国際条約・国内法・大学の権利規定や手続きを明記してください。

6. 再発防止のための職員の人権研修を実施してください。

・同様の問題が再び起こらないよう、担当部局・職員の人権研修を実施することを求めます。

以上

ご回答につきましては、以下にご連絡下さるようお願い致します。

反レイシズム情報センター(ARIC) 関西

責任者名

責任者連絡先

敬具